

令和3年8月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
1	8月25日	東墨田会館事務所（既存倉庫）内装改修その他工事	令和3年11月30日	岡建工事株式会社	29,665,900	<p>本件については、希望型指名競争入札を行った結果、全者辞退により応札者がいなかった。</p> <p>本施設は、令和3年12月頃からベンチャー支援事業にあたっての区内事業者との連携に活用するため、限られた工事期間で本工事を施行する必要がある、再度競争入札に付す日程的余裕がない。</p> <p>そこで、希望型指名競争入札参加事業者7社に交渉を行ったところ、指定事業者のみが協力事業者との金額調整に折り合いがついたため、予算額内での施工が可能になったとの意思表示があった。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	営繕課
2	8月26日	すみだふれあいセンターエレベーター（1号機）改修工事	令和4年3月3日	フジテック株式会社 首都圏統括本部	20,054,100	<p>本工事は、既存設備の主要部品の交換工事であり、他社のものでは互換性がなく、本工事を施行することができないのは、当施設のエレベーターの製造及び設置事業者である指定事業者以外にいない。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
3	8月26日	庁舎カメラ改修等工事	令和4年3月31日	株式会社日立国際電気	21,648,000	<p>本工事は、庁舎屋上に設置されているカメラの設備更新及びその制御を行っている庁舎5階防災センターにおける設備改修を行うものである。指定事業者は、現システムを構築した事業者であり、指定事業者以外が本工事をを行うと、障害発生時の責任分界が曖昧になり、将来の運用に支障をきたす可能性がある。また、各高所カメラを集中管理システム下で運用している中、機能を生かしつつ設備改修を行うことができるのは、指定事業者以外にいない。</p>	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	防災課